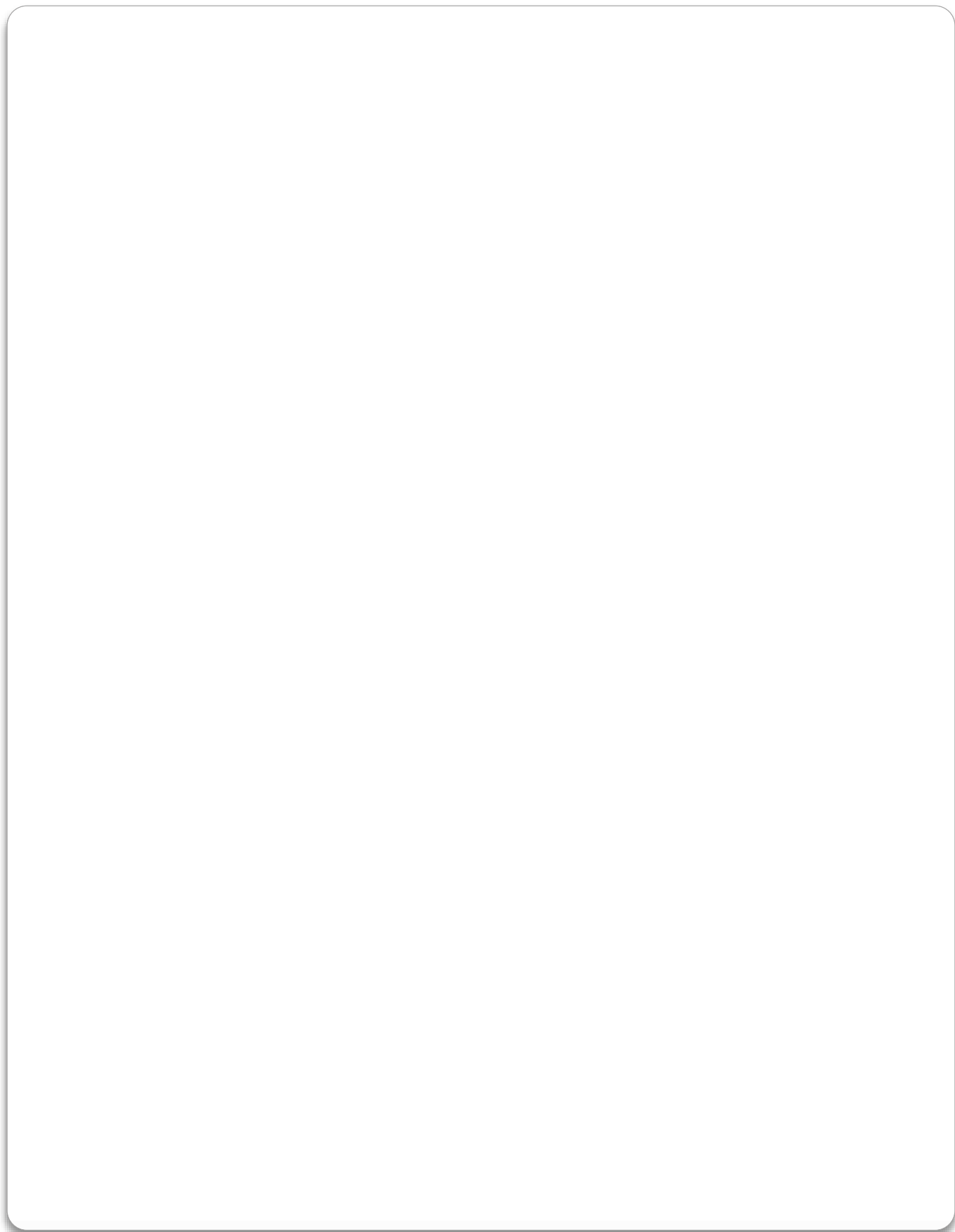


下水道事業受益者負担金 制度のごあんない

門真市環境水道部



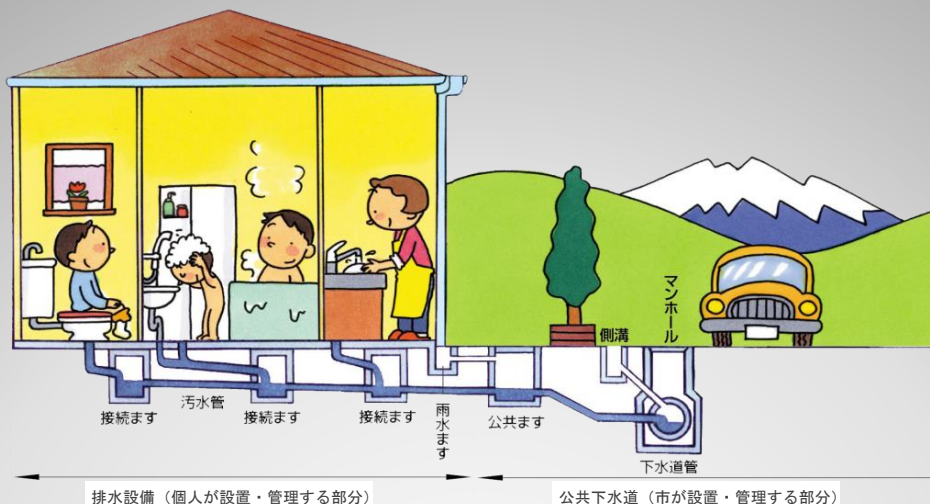
門真市イメージキャラクター
元祖招き猫「ガラスケ」



もくじ

ページ

- 市民生活と公共下水道…………… 1
- 受益者負担金とは…………… 2
- 負担金を納めていただく方（受益者）とは…………… 3
- 負担していただく金額は…………… 4
- 申告から納付まで…………… 5
- 受益者は必ず申告を…………… 6
- 申告書の書き方…………… 7～8
- 負担金の減免を受けるには…………… 9
- 減免申請書の書き方…………… 10
- 負担金の支払い猶予を受けるには…………… 11
- その他の手続き…………… 12
- 負担金の納付方法は…………… 13～14
- ご利用いただく納付書は…………… 15～16



普段、まちで目にする下水道施設は、マンホールの蓋だけです。

しかし、見えない地面の下では、下水道が私たちの快適な生活が営めるようにしっかり支えています。

私たちが毎日の生活で使った水や、し尿を「汚水」といいます。汚水は下水道管を流れ、下水処理場に集められて浄化されます。汚れた水が溜まらず、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生が防げ、まちが清潔に保たれます。

便所が水洗になることで、家の中で嫌な臭いがなくなり、快適で衛生的な生活を送ることができます。

雨は「雨水」として下水道管に入り、降った雨をすばやく排除して、浸水からまちを守ります。

合流式下水道では、汚水と雨水は一緒に下水処理場まで運ばれ、ここで処理して川や海などに流されます。

「汚水」を浄化して川や海などに戻すことで、水質を保全し、水環境をよみがえらせる働きをしています。下水道の整備とともに汚れた川がきれいになり、本来の生態系が復活します。

市民生活と公共下水道

下水道が整備されると、水洗便所が使えるようになるばかりではなく、今まで水路などへ流れていた台所や風呂などの汚れた水も、下水道に取り込まれるため、周辺の居住環境が改善されます。また、整備区域の治水能力が向上することにより、集中豪雨等による水害の被害が軽減されるなど、様々な利益がもたらされます。

しかし、この利益がもたらされるのは、下水道が整備された区域内の人だけです。下水道という公共施設は、道路や公園のように不特定多数の人が利用できる公共施設とは違い、整備されていない区域の人は利用することができないのです。

下水道の建設費を国の補助金、国や銀行等からの借入金及び市税収入だけでまかなうとなると、下水道を利用できない人にまで負担をかけ、公平を欠くことになります。そこで、負担の公平という観点から下水道が整備された区域の人に、建設費の一部を負担していただくことになります。

この負担金のことを『**受益者負担金**』といいます。

受益者負担金は、土地の所有者からの申告に基づき、所有される土地の面積に応じて負担していただきます。

根拠法令：都市計画法第75条

門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

受益者負担金とは



受益者とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内にあるすべての土地の所有者をいいます。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれの土地の権利者が受益者となります。（※あくまで原則的な話ですので、最終的には当事者間で話し合いのうえ、受益者を決めてください。）

自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合	自分の土地に貸家、アパート等を建てている場合	借地の上に、自分の家を建てて住んでいる場合
①  受益者…A	②  受益者…A	③  受益者…B
借地にアパート等を建てている場合	空き地、農地、雑種地等	借地を使用している場合
④  受益者…B	⑤  受益者…A	⑥  受益者…D (ただし、一時使用は除く。)

負担金を納めていただく方
(受益者) とは

- 受益者負担金は、下水道が整備された区域のすべての土地にかかります。
- 負担していただく金額は、土地の面積に応じて割り当てられます。
- 受益者負担金が割り当てられるのは、その土地に対して1度限りのものです。

負担金の計算方法

$$\text{土地の面積(m}^2\text{)} \times \text{単位負担金額(円/m}^2\text{)} = \text{受益者負担金額}$$

負担区	単位負担金額
第1負担区	125円/m ²
第2負担区	179円/m ²
第3負担区	253円/m ²

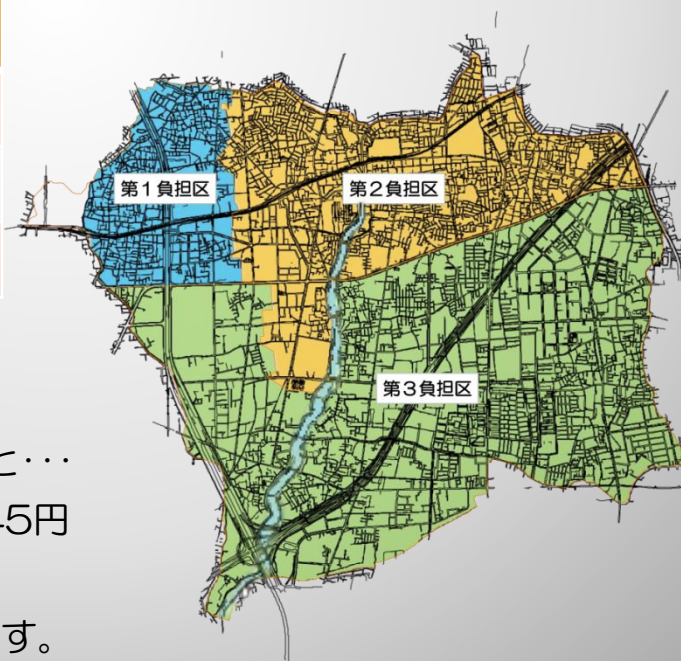
例えば

第3負担区で165m²(約50坪)
の土地を所有しているとする...

$$165\text{m}^2 \times 253\text{円/m}^2 = 41,745\text{円}$$

負担金額は、**41,740円**

(10円未満切捨て) となります。



負担していただく金額は

① 土地所有者へ申告書を送付します。……………（5月初旬）

② 内容をご確認のうえ、期日までに
申告をしてください。……………（5月末）

③ 申告書をもとに、受益者へ下水道事業受益者負担金
決定通知書及び納付書等を送付します。……（9月初旬）

④ 納付書に基づき、指定する金融機関を通じて期日（9月末、
1月末）までに納付してください。



申告から納付まで

- 「下水道事業受益者申告書」は、土地の所有者へ送付します。
- 「下水道事業受益者申告書」には土地登記簿の内容に基づき、土地の所在、地目及び地積を記載しています。
- 土地所有者からの申告により、受益者と受益者負担金が決まります。申告がない場合は、送付した「下水道事業受益者申告書」に記載のとおり認定されますので、期日までに**必ず申告**を行ってください。

【申告先・郵送先】

〒571-0053

門真市泉町7番23号

門真市環境水道部 お客さまセンター（駐車場有り）



受益者は必ず申告を

表 面		第 負担区	整 理 番 号
下 水 道 事 業 受 益 者 申 告 書 〇〇年〇〇月〇〇日			
門真市長（氏 名）様		住所又は所在地 門真市〇〇町△△-□□	
納付書の送付先となりますので、 お住まいの住所（住民票住所）を 記入してください。		（電話） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
氏 名 又 は 法人及び代表者名 門 真 太 郎			
門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、 次のとおり申告します。			
提 出 期 限		年 月 日	
門 真 市			

裏面の記載内容をご確認ください。修正がなければ、表面に土地所有者の住所、電話番号を記入し、署名のうえ申告してください。

A 賃貸契約等により土地所有者以外に権利者がいる場合

土地所有者以外の権利者を受益者とする場合は、表面に土地所有者、裏面に権利者を記入し連署で申告してください。（次頁：例①）

B 共有地の場合

各共有構成員が受益者となり、それぞれ持分に応じて負担金を負担する場合は、表面に代表者、裏面にその他共有者を記入（代表者も受益者となる場合は代表者含む）し連署で申告してください。（次頁：例②）

代表者のみが受益者となる場合は、その他共有者の記入及び署名は不要です。

※A及びBいずれの場合も、連署は必ず各本人が署名してください。

申告書の書き方

裏面

土地所在地		地目	地積	土地所有者以外の権利者（受益者）			地積
				権利の種類 (該当箇所に○)	氏名 住所		
例① 地番 ××-◇◇	町名 ○○町	(登) 宅地	165.00 m ²	地上権	カドマ イチロウ 門真 一郎	145.00 m ²	
		(税) 宅地	145.00 m ²	使用貸借	〒000-0000 門真市○○町△△-××		
地番	町名	(登)		地上権	カドマ イチロウ		
地番	町名	(税)		使用貸借	〒		
地番	町名			賃貸借	〒		
例② 地番 ××-◇◇	町名 ○○町	(登) 宅地	165.00 m ²	地上権	カドマ タロウ 門真 太郎	100.00 m ²	
		(税) 宅地	145.00 m ²	使用貸借	〒000-0000 門真市○○町△△-□□		
地番	町名	(登)		地上権	オオサカ ハナコ 大阪 花子	45.00 m ²	
地番	町名	(税)		使用貸借	〒000-0000 門真市□□町××-○○		
地番	町名			賃貸借	〒		
地番	町名			地上権	カドマ		
地番	町名			賃貸借	〒		

例① 所有する土地の全部に他の権利者がある場合
この場合、他の権利者が受益者となり、納付書は他の権利者に送付します。

例② 所有する土地に共有者がある場合
この場合、土地所有者と共有者が受益者となり、それぞれの受益者に
納付書（土地所有者：100.00m²分、共有者：45.00m²分）を送付します。

所有する土地の所在地、地目及び地積は、4月1日時点の土地登記簿に基づき記載しています。記載内容に修正がある場合は修正してください。

地目欄及び地積欄の下段には、現況の地目及び課税台帳に登録されている地積を記入してください。（固定資産税・都市計画税納税通知書の土地・家屋課税明細書に記載されています。ご参照ください。）

- 次のような土地にあてはまる場合は、負担金の一部又は全部が減免となることがあります。

減免の対象となる土地	減免率%	減免の対象となる土地	減免率%
公立の学校用地	75	踏切用地	100
公共施設用地	75	軌道用地	25
国又は地方公共団体の企業用財産となっている土地	25	私道又は水路敷 (固定資産税・都市計画税が、非課税のものに限る。) ※私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、道路非課税の申告をし、公共用道路として認定されると減免となります。	100
一般庁舎用地	50	消防団が使用する施設用地	100
消防署用地	50	生活扶助受給者が所有する土地 (生活扶助解除後の期間にかかるものを除く。) ※納期ごとに申請が必要	100
公共の用に供している土地	100		
私立の学校用地	50		
社会福祉施設用地	75		
自治会館等の集会所用地	75		
児童福祉法第40条に規定する児童遊園	100		
境内地	50		
墓地	100		

減免を受けようとする場合は、申告書と同時に「下水道事業受益者負担金減免申請書」及び「税務情報の取り扱いに関する同意書」を**必ず提出**して下さい。

※私道又は水路敷以外の減免については、上記の他に追加で添付書類が必要となります(減免種類により必要書類の内容は異なります。)ので、詳しくはお問い合わせください。

負担金の減免を受けるには

下水道事業受益者負担金減免申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

門真市長

様

現在お住まいの住所

土地の面積×単位負担金額
（10円未満切捨て）
※4ページ参照

受益者（納付管理人）

住所又は所在地

門真市〇〇町△△-□□

（ふりがな）

氏名又は

かどま たろう

名称及び代表者氏名

門真 太郎

（電話）

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

所有する土地の面積および地目

次のとおり申請しよう。

負担金額（円）	受益地積（㎡）	地 目	負担区及び通知書番号
41,740	165.00	宅地	第〇負担区 〇〇-△△-××-□□□□□

受 益 地	地 積（㎡）	減免対象地積（㎡）	利用区分	申 請 理 由
〇〇町××番◇◇	165.00	20.00		私道のため 減免を受ける理由

所有する土地の所在地
（土地登記簿上の所在地番です）

減免の対象となる
土地の面積

○申請地又は要調査地の

申告書右上に記載している整理番号を記載

※印から下は記入しない

下水道事業受益者申告書

門真市（民 宅）番

〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所又は所在地 門真市〇〇町△△-□□

氏 名 氏 名（フリガナ） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 氏 名（フリガナ） 門真 太郎

門真市東部大坂都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第1条第1項の規定により、次のとおり申告します。

提出期間 年 月 日

門 真 市

減免申請書の書き方

- 土地の利用状況や受益者の事情によっては、負担金の徴収の猶予を受けることができます。

- 登記地目並びに土地の現況が、田又は畑（農地）であるときは、**3年を限度**とし、申請により徴収の猶予を受けられる場合があります。ただし、猶予事由が継続し、かつ引き続き猶予を希望する場合は、3年毎に徴収猶予申請書の提出が必要です。

※徴収猶予期間内であっても徴収猶予の理由に該当しなくなった場合又は徴収猶予期間が満了した場合は、負担金を**一括で納付**していただきます。その場合、いずれにおいても**報奨金は交付されません**。

- 受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより負担金を納めることが困難であると認められた場合は、一定期間徴収を猶予しますので、お問い合わせください。

	徴収猶予を受けようとする場合は、申告と同時に「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を 必ず提出 して下さい。
--	--

負担金の支払い猶予を受けるには

受益者の変更

- ・土地の売買、相続又は権利の異動等により受益者が変更となった場合は、「下水道事業受益者異動申告書」に新旧受益者が連署のうえ提出してください。
- ・異動申告書の提出日を基準として、未到来の分割納期分の負担金のみ受益者を変更することができます。

門真市内に住んでいない場合

- ・受益者が市内に住所、事務所等を有しない場合は、受益者に代わって負担金の納付に関することを処理してもらうため、市内に住所、事務所等を有する人を納付管理人とすることができます。
- ・納付管理人を定めた場合は、「下水道事業受益者負担金納付管理人申告書」を提出してください。

住所、事務所等の変更

- ・住所、事務所等を変更した場合は、「下水道事業受益者住所変更申告書」を提出してください。

その他の手続き

- 分割納付と一括納付があります。
- 納付書を送付しますので、指定する金融機関にて納付してください。

※ゆうちょ銀行、コンビニATM及び口座振替による納付は取扱っておりません。

※金融機関窓口での納付が難しい場合、その他の方法による納付が可能な場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

分割納付

- 3年分を分割し、さらに1年分を2回の納期に分けて、計6回で納付していただきます。

分割納期は次のとおりです。

第1期 9月1日から9月30日まで

第2期 1月1日から1月31日まで



例えば

土地165m²(約50坪)の場合

負担金額41,740円

41,740円÷6回=6,950円
(余り) 40円

	第1期	第2期
初年度	6,990円	6,950円
2～3年目	6,950円	6,950円
※余りの金額は、初年度の第1期に納付していただきます。		

負担金の納付方法は

一括納付

- ・ 負担金の全額を初年度の第1期の納期（9月30日）までにまとめて納付していただきます。
- ・ 負担金を全額まとめて納付していただく場合は、期別納付額の100分の0.25に納期前の合計月数（84ヶ月）を掛けた額が、報奨金として差し引かれます。

報奨金の計算方法

$$\text{期別納付額} \times 0.25 / 100 \times 84\text{ヶ月} = \text{報奨金額}$$

例えば

負担金額41,740円の場合・・・第2期以降の期別納付額6,950円

$$6,950\text{円} \times 0.25 / 100 \times 84\text{ヶ月} = 1,450\text{円}$$

（10円未満切捨て）

$$41,740\text{円} - 1,450\text{円} = 40,290\text{円}$$

差引負担金額は、40,290円となります。

前納月数の考え方

納期	1年目	2年目		3年目		合計
	第2期	第1期	第2期	第1期	第2期	
納期前の月数	4ヶ月	12ヶ月	16ヶ月	24ヶ月	28ヶ月	84ヶ月

[illegible]

ご利用いただく納付書は

- 一括納付の場合は、**全納**と記載されている納付書をご利用ください。

年度 門真市下水道事業 受益者負担金一括納付通知書

受益者氏名又は住所

通知書番号

負担区

納期限

受益者負担金

一括納付額

差引負担額

領収日付印

全納

(納入者保管)

年度 門真市下水道事業 受益者負担金一括納付通知書

受益者氏名又は住所

通知書番号

負担区

納期限

受益者負担金

一括納付額

差引負担額

領収日付印

全納

(金融機関保管)

年度 門真市下水道事業 受益者負担金一括納付通知書

受益者氏名又は住所

通知書番号

負担区

納期限

受益者負担金

一括納付額

差引負担額

領収日付印

全納

(門真市環境水道部保管)

※納期限を過ぎたものは使用できません。

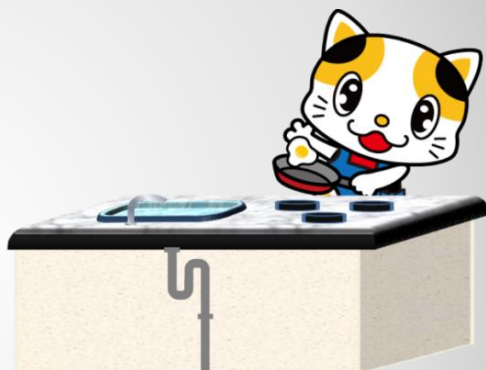
二重納付を予防するため
1から6までの納付書は
破棄してください。

下をみて 水とみらいの 道がある

下水道は水環境を守り次世代に引継いでいく未来への道です。
つなげましょう。



くみ取り式の便所は、3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道へ接続してください。



便所、台所及び風呂場などの排水（浄化槽からの排水を含む。）は、遅滞なく公共下水道へ接続してください。

根拠法令：下水道法第10条第1項・第11条の3

●お問い合わせ先●

門真市環境水道部 お客さまセンター

〒571-0053 門真市泉町7-23

受益者負担金について

☎ (06) 6903-8149

宅内の排水工事について

☎ (06) 6903-2122

